

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十五号）（建築安全課）

一 趣旨

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行等に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等の額を定め、証紙による収入の方法により徴収するための改正

二 内容

(一) 埼玉県手数料条例の一部改正

ア 手数料の新設等

(例) 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 二十七万七千円（床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満・モデル建物法によるもの）

イ 規定の整備

(二) 埼玉県証紙条例の一部改正

証紙による収入の方法により徴収することとする手数料の追加

三 施行期日

平成二十九年四月一日